

奈良県告示第二百九十号

昭和四十年十月奈良県告示第三百六号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和七年十一月一日から施行する。

令和七年十月三十一日

奈良県知事 山下 真

第一の二、第三の二、第四の二及び第五の二中「平成二十七年十一月一日から令和七年十月三十一日まで」を「令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで」に改める。